

「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」に関する リスク分担の整理

パイロットプロジェクトで包括的委託を実施すると想定される維持管理作業項目について、官民のリスク分担（案）を下表に示す。

パイロットプロジェクトで想定する対象地域には国指定天然記念物に指定されている馬場大門のケヤキの管理関連も含まれており、他の道路関連施設とは別に緑化施設としてリスクの種類・内容を盛り込んだ。（緑化施設：樹木や地被植物などの植栽と、花壇、敷地内の保全された樹木、自然な水流や池、これらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等（国土交通省都市局公園緑地・景観課）

表 リスク分担（案）

○：リスクが顕在化した場合に負担を行う

△：リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を行う場合がある（従分担）

空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	事業者	
共通	入札説明書等リスク	1	入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○		
	入札参加リスク	2	入札参加費用の負担		○	
	資金調達リスク	3	選定事業者が資金調達を行う際の、必要な資金の確保に関するもの		○※1	
	契約締結リスク	4	市の責に帰すべき事由により、事業契約が締結できない場合	○		
		5	選定事業者の責に帰すべき事由により事業契約が締結できない場合		○	
		6	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合	○※2	○※2	
	制度関連リスク	政治・行政リスク	7	市の政策の変更（本事業に直接影響を及ぼすもの）によるもの	○	
		法制度リスク（税制度は除く）	8	法制度の新設・変更に関するもの（本事業に典型的または特別に影響を及ぼすもの）	○	
			9	法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
		許認可リスク	10	許認可の遅延に関するもの（市が申請・取得するもの）	○	
			11	許認可の遅延に関するもの（選定事業者が申請・取得するもの）		○
		税制度リスク	12	一般的な税制変更（新税含む）に関するもののうち、収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの		○
			13	一般的な税制変更（新税含む）に関するもののうち、上記以外の変更に関するもの	○	
			14	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
	15		事業に特定の税制の新設・変更に関するもの	○		

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	市	事業者
共通		技術基準等 変更リスク	16	施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの	○ ^{※3}	○ ^{※3}
	社会リスク	住民対応リスク	17	沿道住民および道路利用者の道路管理・運営に関する反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○	
			18	上記以外のもの（選定事業者が行う事務、道路巡回、維持管理内容等に関する要望等）	△	○
			19	用地から有害物質が発見された場合	○	
	環境問題リスク		20	選定事業者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
			21	選定事業者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの	○	
			22	選定事業者が行う業務に起因する事故、予め予測される施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策、日照障害対策に関するもの		○
	第三者賠償リスク		23	上記以外のもの（市が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた瑕疵に起因する事故等）	○	
			24	通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合	○	
			25	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更		○
	債務不履行リスク		26	市の債務不履行	○	
	不可抗力リスク		27	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変または暴動など	○	△
			28	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的、人為的な事象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの	○	△
			29	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的、人為的な事象のうち、保険等または同等の措置を超えないもの		○ ^{※4}
	金利リスク ^{※1}		30	最初の基準金利決定日までの金利変動による選定事業者の経費増減によるもの	○	
			31	最初の基準金利決定日以降の金利変動による、選定事業者の経費増減によるもの		○ ^{※5}
	物価リスク		32	市と選定事業者が予め合意した改定価格条項の範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）に伴う、選定事業者の経費（但しサービス購入料相当分）の増減によるもの	○	

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	事業者	
		33	市と選定事業者が予め合意した改定価格条項の範囲内の物価変動（インフレ、デフレ）に伴う、選定事業者の経費（但しサービス購入料相当分）の増減によるもの		○	
		34	要求水準の不適合・サービス低下に関するもの		○	
		35	選定事業者に起因する、事業計画、要求水準の変更		○	
			36	市に起因する、事業計画、要求水準の変更	○	
			37	第三者に起因する、事業計画、要求水準の変更	○※6	○※6
維持管理・運営リスク	施設損傷リスク	38	通常利用での劣化によるもの		○	
		39	施設設置の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの	○		
		40	施設管理の瑕疵等、選定事業者の責めによるもの		○	
		41	第三者の責めによるもの	○※7	○※7	
	施設管理コストリスク	42	市の責めによる事業内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○		
		43	第三者の責めによる、維持管理費の増大	○※8	○※8	
		44	上記以外の要因による、維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○	
	市所有機材・車両等損傷リスク	45	劣化によるもの	○		
		46	選定事業者の責めによるもの		○	
		47	市の責めによるもの	○		
		48	第三者の責めによる損傷、盗難	○※9	○※9	
	備品損傷リスク	49	劣化によるもの	○		
		50	選定事業者の責めによるもの		○	
		51	市の責めによるもの	○		
	緑化施設損傷リスク	52	第三者の責めによる損傷、盗難	○※10	○※10	
		53	老化による枯死	○		
		54	緑化施設管理の瑕疵等、市の責めによるもの	○		
		55	緑化施設管理の瑕疵等、選定事業者の責めによるもの		○	
	緑化施設管理コストリスク	56	第三者の責めによるもの	○※11	○※11	
		57	市の責めによる事業内容の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○		
		58	第三者の責めによる、維持管理費の増大	○※12	○※12	
運営開始遅延リスク（許認可は除く）	59	上記以外の要因による、維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）	○※13	○※13		
	60	要求水準書の変更、その他市の指示、変更に伴う運営開始遅延による費用の増大	○			
	61	上記以外の事由による、運営開始遅延に伴う費用の増大		○		

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	事業者
	需要変動リスク	62	利用者数(交通量)が想定可能な範囲を超えて増減することによる、維持管理・運営費や業務量の変動	○	
		63	占用物件の申請数が想定可能な範囲を超えて増加することによる、維持管理・運営費や業務量の変動	○	
	運営コストリスク	64	市の指示による事業内容・用途の変更等による運営費の増大	○	
		65	選定事業者の業務手順等に起因する運営費の増大		○
		66	上記以外の要因による運営費の増大(物価・金利による増大を除く)		○
	業務中断リスク	67	市の責めによる業務の中断	○	
		68	選定事業者の責めによる業務の中断		○
		69	第三者の責めによる業務の中断	○※14	○※14
		70	不可抗力による業務の中断	○※15	○※15
	維持管理・運営に係る事故リスク	71	施設の維持管理・運営を委託する時点で既に生じていた瑕疵から生じる事故	○	
		72	市が求める管理水準を原因とする瑕疵から生じる事故	○	
		73	選定事業者の運営業務自体から生じる事故		○
	技術革新リスク	74	道路施設管理に関する技術の更新費用が、協定で定められた想定を超過するもの	○	
		75	道路施設管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○	
	支払遅延・不能リスク	76	市の支払遅延・不能に関するもの	○	
終了時	事業清算に伴うリスク	77	業務移管手続きに伴う諸費用発生、選定事業者の清算手続きに伴う評価損益等		○
	施設性能リスク	78	事業期間終了時における要求性能水準の保持		○

※ 以下に注釈を整理する。

- ※1 選定事業者が、金融市場より資金調達を行う場合。
- ※2 議会の否決により契約が結べない場合。また、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。
- ※3 市と選定事業者で協議を行い、対応を決定する。
- ※4 「保険等または同等の措置を超えないもの」の範囲については、事業契約書(案)で提示する。
- ※5 事業期間中に、基準金利の見直しを実施することがある。
- ※6 市と選定事業者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※7 維持修繕で対処する場合は、選定事業者が第三者への費用請求等を行う。大規模修繕で対処する場合市が第三者への費用請求等を行う。
- ※8 市と選定事業者で協議を行い、対応を決定する。
- ※9 事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の市所有機材・車両損傷リスクは選定事業者の、それ以外は市の負担とする。
- ※10 事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の備品損傷リスクは事業者の、それ以外は市の負担とする。

- ※11 市と選定事業者で協議を行い、対応を決定する。
- ※12 市と選定事業者で協議を行い、対応を決定する。
- ※13 市と選定事業者で協議を行い、対応を決定する。
- ※14 市と選定事業者で協議を行い、対応を決定する。
- ※15 市と選定事業者で協議を行い、対応を決定する。